

職員の懲戒処分について

私学事業団は、課長職の職員に対し、令和8年5月28日付けで、減給の懲戒処分を行いました。

当該職員は、業務委託先の社員に対し不適切な言動を行い、その結果、事業団の信用を損ない、事業団と当該業務委託先との円滑な業務の遂行を阻害するという事態を生じさせました。

これは、日本私立学校振興・共済事業団就業規則第7条（信用失墜行為等の禁止）に抵触する行為であることから、同規則に基づき、減給の懲戒処分を行ったものです。

本事業団では、今後このようなことがないように、職員教育の更なる徹底等を図り、再発防止に努めてまいります。